

マカオの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

中華人民共和国マカオ特別行政区（以下「マカオ」という²。また、香港・マカオ・台湾を除いた中華人民共和国を「中国」という）は、中国南部を流れる珠江の河口の西岸に位置し、マカオ半島、そして、タイパ島とコロネア島の間を埋め立てて繋げた島からなる。マカオの北方と西方は広東省珠海市に隣接しており、東方沖には香港があり、南方は南シナ海に面している。マカオの面積は約 30 平方キロメートル、人口は約 69 万人（うち 90%以上が中国系）である。公用語は中国語及びポルトガル語であるが、住民の大半が日常的に使用している言語は広東語である。法定通貨はパタカ（MOP）（中国語では「澳門元」）であるが、実際には香港ドルも流通している³。

現在のマカオの地域にポルトガル人が渡来したのは、1513 年である。1557 年にポルトガル人が当時の明から居住権を獲得した後、中継貿易港として、また、キリスト教布教活動の拠点として発展した。1845 年にポルトガルは、マカオを自由港と宣言し、1848 年には総督殺害事件を契機に清の官吏を追放し、マカオの行政権を握った。1888 年、ポルトガルと清は友好通商条約を締結し、ポルトガルのマカオ支配が正式に認められた。

しかし、次第に、マカオに対する中国の影響力が強まるとともに、ポルトガルの影響力は弱まっていった。即ち、1966 年には中国の文化大革命の影響により、中国系住民によるデモが発生したが、マカオ政府は自力で鎮圧することができず、中国政府の力を借りて事態を收拾した。また、1974 年に、ポルトガルの社会主義政権は、植民地主義を放棄し、1976 年の新憲法により、マカオに特別の地位を認め、マカオに立法会を設置する等した。1979 年にポルトガルと中国が外交関係を樹立した後、マカオ返還の動きは、香港返還の動きを後追いつる形で進展した。1987 年の「中葡共同声明」で、マカオは中国の領土であること、1999 年 12 月 19 日まではポルトガルがマカオの行政管理責任を有すること、1999 年 12 月 20 日以降は中国がマカオに対する主権を回復することが宣言された。1993 年 3 月、中国の全国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² マカオは、中国語では「澳門」、ポルトガル語では「Macau」、英語では「Macao」である。

³ 本稿におけるマカオの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）217～218 頁、②外務省ウェブページ「マカオ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/data.html>）等を参照した。

人民代表大会（以下「全人代」という）において「マカオ特別行政区基本法」が採択された。1999年12月20日、マカオは中国に返還され、中国の地方行政区域の一つという位置付けとなった。但し、50年間はマカオの社会制度及び生活様式を維持し、外交と国防の例外を除き⁴、高度の自治権が保障されるものとされた。返還後のマカオの法制度は、基本的に、中国の法制度とは別の法制度となっている（一国二制度）。このことは知的財産法の分野についても同様であり、「一国二制度」を採る中国とマカオの間では、一方（例えば、マカオ）で特許権や商標権を登録したとしても、それだけでは、他方（例えば、中国）では効力が生じない。

マカオは、香港と異なり、珠江の土砂が堆積しやすく、大型船舶が入港しにくかったため、貿易拠点としての発展は困難であった。そのこともあって、マカオは、とくにカジノ産業及び観光業を中心に発展を遂げてきた。とくに2002年に、外資によるカジノ産業への投資が開放され、外国のカジノ企業からの投資が急増した結果、2012年のマカオのカジノ産業の売上額は、米国ラスベガスの約4倍となった。現在のマカオでは、カジノ産業及び観光業が、GDPの約50%を占めている⁵。マカオの1人あたり国民総所得は46,730米ドルであり、日本の1人あたり国民総所得40,810米ドルよりもはるかに高い。「香港国家安全維持法」の制定をめぐる治安の混乱が大きく報道されている香港とは対照的に、マカオの社会情勢が極めて安定的であることにも注目が集まっている。

以下、マカオの知的財産法の概要と特徴について紹介する。

II 知的財産法全般

マカオにおいては、従前は、ポルトガルの知的財産法制度が適用されていた。例えば、1995年1月24日にポルトガル政府によって公布された「産業財産権法」は、同年9月4日からマカオにも適用されるようになった。しかし、1999年のマカオの中国への返還に合わせ、また、TRIPS協定の要求を満たす必要から、1999年にマカオ独自の新しい知的財産法制度が整備された。

特許権⁶、意匠権、商標権等の産業財産権については、1999年に制定・公布された「産業財産権法律制度」（中国語では「工業産権法律制度」）という法律（2001年に一部改正）が、現行法となっている。全314条からなる「産業財産権法律制度」の体系は、表1のとおりである⁷。

⁴ マカオには、約500人の中国人民解放軍が駐留している。

⁵ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』217頁。

⁶ マカオでは、中国語で、特許のことを「発明専利」、実用新案のことを「実用専利」、意匠のことを「設計及新型」という。

⁷ <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/50/codripcn/default.asp>

表 1 : 「産業財産権法律制度」の体系

第 1 編 総則	第 1 章 一般規定			第 1 条～第 14 条
	第 2 章 優先権			第 15 条～第 18 条
	第 3 章 行政手続			第 19 条～第 36 条
	第 4 章 費用			第 37 条～第 46 条
	第 5 章 産業財産権の 終了			第 47 条～第 53 条
第 2 編 産業 財産権の登記 又は登録				第 54 条～第 59 条
第 3 編 産業 財産権の類型	第 1 章 発明	第 1 節 一般規定	第 1 分節 保護対象	第 60 条～第 68 条
			第 2 分節 特許権	第 69 条～第 76 条
			第 3 分節 特許手続	第 77 条～第 101 条
			第 4 分節 特許の効力	第 101 条～第 106 条
			第 5 分節 特許の使用	第 107 条～第 117 条
			第 6 分節 特許の終了	第 118 条～第 119 条
			第 2 節 実用新案 特許	第 120 条～第 124 条
	第 3 節 薬品及び 植物薬剤製品の保 護補充証明書	第 125 条～第 128 条		
	第 4 節 海外付与 特許の延伸	第 1 分節 欧州特許	第 129 条～第 134 条	
		第 2 分節 その他の特許	第 135 条	
	第 2 章 半導体製品ト ポグラフィ	第 1 節 保護対象		第 136 条～第 138 条
		第 2 節 その他の 規定		第 139 条～第 149 条
	第 3 章 意匠及び新型	第 1 節 保護対象		第 151 条～第 158 条

		第 2 節 意匠及び 新型の登録権		第 159 条
		第 3 節 意匠及び 新型の登録手続		第 160 条～第 175 条
		第 4 節 意匠及び 新型の登録の効力		第 176 条～第 179 条
		第 5 節 意匠及び 新型の使用		第 180 条～第 182 条
		第 6 節 意匠及び 新型の登録の終了		第 183 条～第 185 条
		第 7 節 意匠及び 新型の事前保護		第 186 条～第 196 条
	第 4 章 商標	第 1 節 保護対象		第 197 条～第 200 条
		第 2 節 商標登録 権		第 201 条～第 203 条
		第 3 節 商標の登 録手続		第 204 条～第 216 条
		第 4 節 商標登録 の効力		第 217 条～第 222 条
		第 5 節 商標の使 用		第 223 条～第 228 条
		第 6 節 商標登録 の終了		第 229 条～第 232 条
	第 5 章 営業場所の名 称及び標識	第 1 節 保護対象		第 233 条～第 237 条
		第 2 節 名称及び 標識権		第 238 条
		第 3 節 営業場所 の名称及び標識の 登記手続		第 239 条～第 244 条
		第 4 節 名称及び 標識の登記の効力		第 245 条～第 247 条
		第 5 節 名称及び 標識の使用		第 248 条～第 250 条
		第 6 節 名称及び 標識の登記の終了		第 251 条～第 253 条

	第6章 原産地名称及び地理的表示			第254条～第262条
	第7章 表彰			第263条～第274条
第4編 裁判所への上訴				第275条～第283条
第5編 監察及び処罰	第1章 一般規定			第284条～第288条
	第2章 刑事違法行為	第1節 刑事違法行為の種類		第289条～第294条
		第2節 その他の規定		第295条～第298条
	第3章 行政違法行為	第1節 行政違法行為の種類		第299条～第304条
		第2節 その他の規定		第305条～第314条

また、著作権については、1999年に制定・公布された「著作権及び隣接権の制度」（中国語では「著作権及有関権利之制度」という法律（2012年に一部改正）が、現行法となっている。全223条からなる「著作権及び隣接権の制度」の体系は、表2のとおりである⁸。

表2：「著作権及び隣接権の制度」の体系

第1編 文学・芸術作品及び著作権	第1章 要保護作品			第1条～第6条
	第2章 著作権	第1節 内容		第7条～第8条
		第2節 帰属		第9条～第17条
	第3章 作者の身分及び文学・芸術において使用する氏名			第18条～第20条
	第4章 失効			第21条～第25条
	第5章 財産権の移転及びその上に設定する担保			第26条～第40条
	第6章 著作者人格権			第41条～第48条
第7章 国際的保護範囲			第49条～第54条	
第2編 保護	第1章 一般規定			第55条～第59条

⁸ https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/33/declei43_cn.asp

を受ける作品 の使用	第2章 私的使用及び 自由使用			第60条～第66条		
	第3章 各種作品と使 用	第1節 出版			第67条～第89条	
		第2節 舞台上 演、朗読及び演奏			第90条～第103条	
		第3節 視聴覚作 品	第1分節 範 囲・帰属・制度			第104条～第108条
			第2分節 映画作品			第109条～第120条
		第4節 録音製 品・録画製品の固 定・出版			第121条～第128条	
		第5節 保護を受 ける作品の無線放 送及び無線放送作 品の公開伝達	第1分節 保 護を受ける作 品の無線放送			第129条～第135条
			第2分節 無 線放送作品の 公開伝達			第136条～第138条
		第6節 造形芸 術・版画芸術・実用 芸術の作品			第139条～第148条	
		第7節 写真作品			第149条～第156条	
		第8節 翻訳及び その他の二次的著 作物			第157条～第161条	
		第9節 新聞及び その他の定期刊行 物			第162条～第165条	
		第10節 コンピ ュータ・プログラ ム			第166条～第169条	
		第3編 著作 隣接権	第1章 一般規定			第170条～第175条
第2章 演奏又は上演 を行うアーティスト				第176条～第182条		
第3章 録音製品・録				第183条～第188条		

	画製品の制作者				
	第4章 無線放送機関			第189条～第192条	
	第5章 公演の主催者			第193条～第194条	
第4編 集団管理				第195条～第200条	
第5編 刑事 違法行為及び 行政違法行為	第1章 一般規定			第200-A条～第202条	
	第2章 附加刑			第203条～第208条	
	第3章 犯罪	第1節 作品・録音製品・録画製品の濫用			第209条～第214条
		第2節 技術措置の保護			第214-A条～第214-D条
		第3節 電子情報管理権の保護			第214-E条～第214-F条
第4章 行政違法行為			第215条～第219条		
第6編 最終規定				第220条～第223条	

さらに、営業秘密侵害等の不正競争行為については、「商法典」⁹の「第10編 企業主間の競争ルール」の「第2章 不正競争」に関連規定がある（156～173条）。

マカオの知的財産法制度の中心的機関は、マカオ特別行政区政府の「経済及び科技發展局」（ポルトガル語略称は「DSEDT」）¹⁰である。「経済及び科技發展局」の中に「知的財産庁」があり、さらにその中に「商標登録処」、「特許及び著作権処」がある¹¹。「経済及び科技發展局」のウェブサイト¹²には、知的財産権に関連するさまざまな情報が掲載されており、参考になる。

中国の特別行政区であるマカオは、知的財産権に関する多くの国際条約が適用される。例えば、WTO協定、工業所有権の保護に関するパリ条約、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）、視聴覚的実演に関する北京条約等である。なお、中国が加盟している特許協力条約（PCT）は、香港には適用されるが、マカオには適用されない。中国

⁹ <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/31/codcomcn/default.asp>

¹⁰ https://www.dsedt.gov.mo/zh/pg_home

¹¹ https://www.dsedt.gov.mo/zh_TW/web/public/pg_ip_e?refresh=true

¹² https://www.dsedt.gov.mo/zh_TW/web/public/pg_ip?refresh=true

が加盟している標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書は、香港及びマカオには適用されない。また、意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定についても、中国は2022年に加盟したが、香港及びマカオには適用されない。

Ⅲ 特許・実用新案

マカオでは、特許及び実用新案を表すために、中国語で「専利」という語が用いられている。専利とは、ある特定の製品の製造・販売や、ある特定の方法の使用等につき、政府から一定年数与えられる排他的な権利のことである。マカオでは、「発明専利」及び「実用専利」の2種類の専利が認められている。本稿では、発明専利のことを「特許」、実用専利のことを「実用新案」という。以下では、主に特許に関する法制度について解説することとする。

マカオでは、①単なる発見、科学理論、数学的方法、美的創作物、②精神的行為、ゲーム、ビジネスを行うための計画、規則、方法、③コンピュータ・プログラム及び情報の表示、④人体又は動物の身体の治療方法、⑤公序良俗に反する発明、⑥動物又は植物の品種等には、特許は付与されない。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。マカオ域内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願は、中国語又はポルトガル語で行わなければならない。

マカオでは、先願主義が採用されている。特許出願書類が提出されると、まず方式審査が行われ、規定を満たしている場合は、出願日から18か月後に公告に掲載される。出願日から7年以内（実用新案の場合は4年以内）に審査請求が行われると、実体審査が行われる。とはいえ、特許出願件数が非常に少ないマカオにおいて、マカオの審査官による実体審査を行うことは非効率であり、事実上困難である。そこで、中国の国家知的財産権局は、マカオの「産業財産権法律制度」に基づく指定特許審査機関の一つとして、審査報告書（評価意見付き調査報告書）を作成することにより、マカオの知的財産庁に提出された特許及び実用新案の出願を審査する技術支援を提供している。実体審査の結果、出願が規定を満たしており、かつ異議が無い又は異議が不成立である場合、授權公告が掲載される。授權公告後1か月以内に上訴が行われず、又は上訴されたが裁判所が上訴を認めなかった場合、特許登録証が発行される。

マカオにおける特許権を取得するためには、「マカオの知的財産庁に特許の出願をすること」の他に、「中国の国家知的財産権局に中国特許の出願又は登録を行った後、マカオの知的財産庁に延伸を申請すること」もできる。マカオへの延伸が認められた特許権の存続期間は、中国における出願日から起算される。

特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公

衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年間である。

特許権者は、特許製品を製造、使用、販売、ライセンス、輸入する権利、また、特許方法を使用する権利を有する。特許権者は、第三者による特許権の実施を差し止め、損害賠償を請求することができる。

無効又は取消の宣告は、裁判所のみが行うことができる。無効又は取消の宣告請求訴訟の提起は、検察庁又は利害関係人が、権利登録者に対して行う。

「産業財産権法律制度」によると、従業者による発明に係る権利は、当該発明が、①従業者に発明活動の職務が明示的に要求された労働契約、又は②従業者に明示的に遂行が要求された研究・調査の結果として、企業の事業の範囲内でなされた場合、企業に帰属する。また、従業者が企業から提供された知識、技術的方法又は情報を使用して発明を生じさせた場合、当該発明が企業の事業の範囲内か否かに関わらず、当該発明に係る権利は、企業に帰属する（71 条）。従業者たる発明者の発明活動に対して労働契約その他の書面により特別な報酬が付与されていない場合、発明者は、その発明の重要性に見合った報酬を受ける権利を有する。企業が発明者に支払うべき報酬を当事者が定めた期間内に支払わなかった場合、特許権は発明者に帰属する。報酬額について合意に達しない場合、紛争は仲裁によって解決されるものとする。報酬額を決定する際には、①発明の経済的重要性、企業の発展又は活性化に対する発明の貢献、②発明者の個人的な努力、及び発明者が発明を行う際に他の労働者から受けた援助、③企業の経済力と規模、④企業が発明者に付与した報酬及びその他の利益等の事情を考慮しなければならない（72 条）。

マカオでは、実用新案権制度も採用されている。実用新案とは、製品の形状、構造、組み合わせ等、実用に適した新しい技術的解決策をいう。方法及び生物材料等については、実用新案権は認められない。実用新案権の進歩性は、特許権の場合よりも低い程度で足りる。特許及び実用新案の両方の出願手続をした場合、いずれか一方の権利しか付与されない。実用新案権の存続期間は、出願日から 10 年間（最初の期間は 6 年、その後、2 年の更新が 2 回可能）であるが、それ以外の点では、実体審査が行われることを含めて、特許権の場合と基本的に同様である。

IV 意匠

マカオにおける意匠は、製品の外観（形状、模様又はこれらの組合せ、色彩と形状、色彩と模様の組合せを含む）を芸術的・美的に創作したものであり、産業上利用される実用性を有するものである。マカオにおける中国語では「設計及新型」という。「設計」と「新型」の区別については、マカオの「産業財産権法律制度」には規定されていないが、常に「設計」と「新型」が同列かつ一体的に用いられているため、区別の実益はほとんど無いと思われる。

マカオでは、製品の一部や、グラフィカルシンボル、ロゴ、コンピュータアイコン、ユー

ザーインターフェースグラフィック、書体についても、意匠権が認められる。

意匠権が付与されるための要件は、新規性と独創性である。

新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公衆に利用可能とされた意匠は、新規性を喪失する。

独創性については、出願意匠が使用者に与える全体的な印象が、出願日前に公開された意匠の使用者に与える全体的な印象と異なる場合に、認められる。意匠の独創性を判断する際には、創作者が意匠を実施する際に有する自由度を考慮しなければならない。

意匠出願を行うことができるのは、創作者及び承継人である。マカオ域内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。出願は、中国語又はポルトガル語で行わなければならない。

マカオでは、先願主義が採用されている。意匠出願書類が提出されると、まず方式審査が行われ、規定を満たしている場合は、出願日から 12 か月後に公告に掲載される。出願日から 30 か月以内に審査請求が行われると、実体審査が行われる。実体審査の結果、出願が規定を満たしており、かつ異議が無い又は異議が不成立である場合、授權公告が掲載される。授權公告後 1 か月以内に上訴が行われず、又は上訴されたが裁判所が上訴を認めなかった場合、意匠登録証が発行される。

意匠権の存続期間は、出願日から 25 年間（5 年ごとに更新）である。

無効又は取消の宣告は、裁判所のみが行うことができる。無効又は取消の宣告請求訴訟の提起は、検察庁又は利害関係人が、権利登録者に対して行う。

V 商標

マカオで商標として保護される標章は、文字、図形、記号、立体商標、色彩の組合せ、音等である。商標の文字は、ポルトガル語、中国語又は英語とし、又はこれら 3 つの言語の組み合わせでなければならない。マカオには、商品商標・役務商標のほか、連合商標、証明商標及び団体商標の制度がある。マカオの官報に掲載される公告は白黒であるため、色彩のある商標登録を出願する場合、出願書に色彩及び関連する説明を記載しなければならない。

マカオ域内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願は、中国語又はポルトガル語で行わなければならない。

マカオでは、商標出願について、先願主義を採用している。商標出願について、一出願一区分制が採られているため、区分ごとに出願を行う必要がある。マカオは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」は適用されないため、マドプロ出願によりマカオでの商標登録を受けることはできない。

商標出願書類が提出されると、まず方式審査が行われ、規定を満たしている場合は、出願日から約 1 か月後に公告に掲載される。公告に掲載された商標出願に対し、いかなる第三者も、公告掲載後 2 か月以内に、異議申立てを行うことができる。異議申立て期間内に異議

申立てが無かった場合は、実体審査が行われる。異議申立て期間内に異議申立てがあった場合は、答弁書提出期間満了後に、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（商標の保護対象に該当しないこと、識別性を有しないこと等）及び相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること等）について行われる。

実体審査の結果、出願が規定を満たしており、かつ異議が無い又は異議が不成立である場合、承認公告が掲載される。承認公告後1か月以内に上訴が行われず、又は上訴されたが裁判所が上訴を認めなかった場合、商標登録証が発行される。なお、マカオでは、2022年9月26日から、電子の商標登録証の発行が開始されている。電子の商標登録証は、紙の商標登録証と同等の法的効力を有する。

実体審査の結果、拒絶査定を受けた場合、1か月以内に裁判所に不服申立を行うことができる。

商標権の存続期間は、登録日から7年間であり、以後7年ごとに何回でも更新することができる。登録商標権者は、第三者がその商標又はそれに類似する商標を、その登録商標と同一又は類似する商品若しくはサービスに関連して使用することを差し止め、損害賠償を請求することができる。

未登録商標であっても、著名商標又は商法典の不正競争行為の規定に基づき、ある程度の法的保護を受けられる可能性がある。

登録付与後継続して3年以上、正当な理由なく、登録商標が使用されていない場合、利害関係人は、登録商標の取消を請求することができる。

無効又は取消の宣告は、裁判所のみが行うことができる。無効又は取消の宣告請求訴訟の提起は、検察庁又は利害関係人が、権利登録者に対して行う。

VI 著作権

マカオにおける著作権に関する主要な法律は、前述した「著作権及び隣接権の制度」という法律である。

「著作権及び隣接権の制度」により保護される「著作物」は、知的創作でなければならないが、有形か無形か、どのような手段により表現されるか、どのような記録媒体に固定されるか等を問わない。具体的には、文芸作品、美術作品、映画、音楽、演劇作品、コンピュータ・ソフトウェア、写真、彫刻、陶芸、建築等、ある程度の独創性が認められる作品である限り、あらゆる作品が「著作物」であるといえる。他方、単なるアイデア、数式、操作方法、手順、概念、原理、発見、パブリックドメインにある情報、日々のニュース、純粋な出来事に関する報道、共通の関心事に関する公開討論での演説、政治的演説、公的な著作物、法令・規則等は、「著作権及び隣接権の制度」により保護される「著作物」には該当しない。

著作権とは、著作者が創作した作品について個人的な利益を享受する権利と、その作品を処分して財産的利益を受ける権利の総称である。著作権は、作品の表現形式を保護するのみ

であり、作品に含まれる思想、方法、観点及び事実等は保護されない。

著作権は、原則として、著作者に帰属する。一般的に、著作権は著作者の死後 50 年で消滅する。共同著作物の場合、著作権は最後の共同著作者の死後 50 年で消滅する。匿名の著作物及び著作者の身元が明らかでない出版物の場合、著作権は作品の出版から 50 年後に消滅する。著作物の異なる部分又は巻が同時に出版されなかった場合、それぞれの部分又は巻の著作権が消滅する期間は別々に計算される。

著作者は、「著作権及び隣接権の制度」による法的保護を受けるために著作物を登録する必要はない。著作物が完成している限り、それが発表・出版されるか否かにかかわらず、自動的に著作権が発生する。ちなみに、マカオには、著作物や著作権を任意に登録する公的制度は無い。

著作者人格権は、譲渡・放棄不能性等の性質を有するが、著作者の死後も、パブリックドメインとならない限り、相続人が著作者人格権を行使することができる。

著作隣接権とは、出版社の書籍・定期刊行物に関する権利、実演家の実演に関する権利、録音物製作者の録音・録画に関する権利、ラジオ局・テレビ局のラジオ番組・テレビ番組の放送に関する権利をいう。

Ⅶ 営業秘密

マカオでは、営業秘密侵害等の不正競争行為について、「商法典」¹³の「第 10 編 企業主間の競争ルール」の「第 2 章 不正競争」¹⁴に関連規定が置かれている（156～173 条）。

商法典の 166 条 1 項は、「秘密保持義務に基づき適正に取得された営業秘密その他の企業秘密、又は不正な手段、特に次条に規定する行為によって取得された秘密を、所有者の許可なく開示又は利用することは、不正競争行為とみなす。」、同条 2 項は、「本条において、実用的な用途を有し、権利者に経済的利益をもたらすことができ、公衆に知られておらず、かつ、権利者が秘密を保持するために適切な安全措置を講じているすべての技術上又は商業上の情報は、秘密とみなす。」と規定している。上記規定によると、マカオにおける営業秘密の要件は、①実用的な用途を有すること、②権利者に経済的利益をもたらすことができること、③公衆に知られていないこと、④権利者が秘密を保持するために適切な安全措置を講じていること、⑤技術上又は商業上の情報であることであるといえる。これらの要件は、他

¹³ <https://bo.io.gov.mo/bo/i/99/31/codcomcn/default.asp>

¹⁴ 「第 2 章 不正競争」において不正競争行為として禁止されている行為のうち、知的財産権の保護に関連するものとしては、①競合他社の商品、サービス、信用に関して混同を引き起こす可能性のある行為、②競合他社の商品、サービス、評判を貶める意図で、貿易、産業、サービスの過程で虚偽の申告をする行為、③第三者の会社名、ブランド、製品、サービスの信用や評判から生じる個人的な利益を得る目的で、消費者の誤認・混同を引き起こす可能性のある商品やサービスの模倣や複製をする行為等がある。

<http://rpmacau.com/expertise/unfair-competitor/>

の多くの国・地域における営業秘密の要件とほとんど同じである。

また、商法典の 167 条 1 項は「従業者、供給業者、顧客その他契約上の義務を負う者が競争業者に対して負っている契約上の義務に違反するよう誘導することは、反競争的行為とみなされる。」、同条 2 項は、「法律の規定に従って契約を解除させること、又は契約違反を知った後に、営業秘密の開示や利用を目的として、又は欺く目的で、競合他社を市場から排除する目的で、又はその他類似の状況で、他人の契約違反を利用することは、不健全な競争行為とみなされる。」と規定している。上記規定によると、契約に基づき秘密を保護すべき者に対し、第三者が誘導・利用等して契約違反をするように仕向けることは、不正競争行為となる。

不正競争に関する訴訟は、被害者が、訴えの根拠となる事実の加害者を知り又は知ることができた日から 1 年以内であり、かつ当該事実の発生から 3 年以内に、裁判所に提訴しなければならない。裁判所が、不正競争行為の存在を宣言する判決を下す場合、当該行為の継続の即時停止を命じ、その結果を排除する適切な手段を示さなければならない。

不正競争行為の加害者は、故意又は過失の有無にかかわらず、発生した損害の賠償責任を負わなければならない。

VIII エンフォースメント

中国広東省・香港・マカオがあるグレーター・ベイ・エリアは、以前から、模倣品・海賊版の生産・販売が極めて多い地域であることで有名である。したがって、知的財産権者としては、マカオにおいて、いかに効果的な知的財産権侵害対策をとるかが重要な問題となる。

マカオにおける知的財産権侵害に対する法的救済手段としては、①民事訴訟、②刑事責任の追及、③行政責任の追及、及び④税関による水際措置がある。

第一に、侵害行為の停止、損害賠償等を求めて、裁判所に民事訴訟を提起するという手段がある。マカオの司法裁判所システムは、三審制を採用している。主な裁判所としては、初級法院、中級法院、終審法院がある¹⁵。各級法院は、民事事件及び刑事事件を管轄する。

第二に、警察による捜査を経て、侵害者の刑事責任を追及するという手段がある。「産業財産権法律制度」の 289～298 条及び「著作権及び隣接権の制度」の 200A～214F 条は、知的財産権侵害の刑事違法行為に関する規定を置いている。そこには、特許権、意匠権、商標権、地理的表示、著作権等の侵害に関する犯罪が列挙されている。例えば、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で企業活動を行い、産業財産権者の同意を得ずに、登録商標の全部又は一部を偽造し、又は何らかの手段によって複製した者は、3 年以下の懲役又は 90 日以上 180 日以下の罰金に処せられる（291 条）。警察当局は、捜査が開始されたか否かにかかわらず、その権限と機能に従って、適切な監視及び予防措置を講じる責務がある（295 条 1

¹⁵ 他に、行政訴訟・税務訴訟を管轄する行政法院もある。

項)。刑事的手段は、民事的手段をとるための証拠保全に役立つほか、うまくいけば被疑者に対し有罪判決が下される可能性もあるため、有効な手段であるといえる。

第三に、侵害者の行政責任を追及するという手段がある。「産業財産権法律制度」の 299～314 条及び「著作権及び隣接権の制度」の 215～219 条は、知的財産権侵害の行政違法行為に関する規定を置いている。そこには、特許権、商標権、著作権等に関する行政違法行為が列挙されている。例えば、マカオに住所を有しない自然人又は法人が、マカオで著作権集団管理に従事した場合、5 万～50 万パタカの過料が課される（215 条 1 項）。但し、行政処罰は、一般的に、刑罰よりも感銘力が小さいことは否定できない。

第四に、税関の水際措置という手段がある。グレーター・ベイ・エリアの一角をなすマカオにおいて、マカオの税関による水際措置により模倣品・海賊版の流通を抑止することは非常に重要である。中国では、知的財産権に関する税関の保護制度は、法律、行政法規、部門規則という 3 段階の法律文書によって詳細に規定されており、中国の税関は輸出入商品の監督過程において、率先して知的財産権を保護することができる。しかし、マカオではそのような制度はなく、知的財産権者が自ら市場において侵害行為を監視しなければならない。侵害行為が発見された場合、知的財産権者は証拠を収集し、マカオ税関の知的財産部門に報告しなければならない。そこで、マカオ税関における知的財産権保護の法制度を確立し、水際措置を効果的に行うことができるようにすることが非常に必要である。そのため、2022 年 9 月 20 日に、中国の税関総署が、「税関総署が広州南沙を支援し、広東省・香港・マカオの世界に向けた全面的な協力を深めたための若干措置」を公布した¹⁶。当該措置においては、知的財産権の保護に関し、広東省・香港・マカオの知的財産権保護の執行協力を強化するため、税関と地方法院が共同で設立した知的財産権紛争解決センターの機能を十分に發揮させ、侵害紛争の初期段階に司法調停等のメカニズムを導入し、知的財産権紛争解決のワンストップ処理を実現し、知的財産権をめぐる民事紛争を事前に解決し、権利者の訴訟、倉庫保管等の出費を削減し、権利者による権利保護を促進することが提唱されている。

IX おわりに

以上、マカオの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の対象地域であるグレーター・ベイ・エリアに属するマカオにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、マカオの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語又は英語による情報が非常に少ないのが現状である。①マカオは、カジノ産業や観光業が発達しており、日本人観光客の増加が見込まれること、②マカオで知的財産権侵害対策をとることにより、中国広東省や香港との間の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果を期待できること等をも合わせ考えると、今後も、マカオの知的財産法の

¹⁶ <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/4589480/index.html>

動向について引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15956』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財産法 第52回 マカオ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。